

令和6年(2024年)1月10日

姫路市長

清元 秀泰 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小川 一茂

個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和5年9月1日付けで諮問のあった下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

(諮問事項)

「姫路市地方創生室で以前に委託事業者と合同でやっていたレンタサイクル事業において、請求人が交通事故に巻き込まれた際の姫路市側の対応に関する文書」の開示請求に対する部分開示決定処分に係る審査請求について

答 申

第 1 審査会の結論

姫路市長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 6 月 2 0 日付けで審査請求人に対して行った部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 本件審査請求の経緯

1 審査請求に係る開示請求

審査請求人は、令和 5 年 6 月 9 日付けで、「姫路市地方創生室で以前に委託事業者と合同でやっていたレンタサイクル事業において、請求人が交通事故に巻き込まれた際の姫路市側の対応に関する文書（※公開しない理由において不当な部分がある。当該行政文書があるともないとも言えないは明らかに不当である。※その交通事故の事故証明書並びに保険証の開示を求める。）」について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定により開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を、「自動車事故の状況について」（以下「文書 1」という。）、「事故に関する報告書」（以下「文書 2」という。）と特定したうえで、令和 5 年 6 月 2 0 日付けで、以下の理由を付して本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（開示しない部分とその理由及び根拠条項）

(1) 文書 1 のうち委託事業者担当者名

開示しない理由：開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため

根拠条項：法第 7 8 条第 1 項第 2 号

(2) 文書 2 のうち、当事者（相手方）、事故状況、届出警察署担当者名

開示しない理由：開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため

根拠条項：法第 7 8 条第 1 項第 2 号

3 審査請求の提起

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 6 月 3 0 日付けで、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は姫路市地方創生室側の自動車事故の状況についての書面や、委託事業者側の事故に関する報告書の中に記されている内容と実際に審査請求人側及び相手側の保険会

社の見解と異なる部分がある。事故証明書や保険の証書や約款の提示もなく証拠隠滅して違法である。

- (2) レンタサイクル事業で加入していた保険会社の保険内容はあまりにもお粗末な賠償内容の保険であったが、その保険の加入者が、運営した姫路市地方創生室と委託事業者側であれば、事故証明書や保険証書を直ちに開示する必要があるのは当然であり、審査請求人に対して多大な迷惑である。
- (3) 委託事業者から事故報告書の提出を受けたのなら、事故証明書や保険証書などを取り寄せるなどして確認すべきである。
- (4) 処分庁が保有していないなら、県警や委託事業者、保険会社などから事故証明書や保険証書などを取り寄せるべきである。
- (5) 事業者として加入していた保険があまりにお粗末だったので抗議した際に、死亡時の保険金額の話がされた。これは侮辱であるので謝罪と処分を求める。
- (6) 審査請求に基づく審査会において口頭意見陳述ができる旨の説明を受けた際に「審査会委員が公正公平な立場で判断する」と言われた。委員への報酬が発生するため公正公平ではないほか、条例に書かれていない公正公平ということを強要され侮辱を受けたので謝罪と処分を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、諮問説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 法第78条第1項第2号該当性について

文書1のうち委託事業者担当者名、文書2のうち、当事者（相手方）、事故状況、届出警察署担当者名については、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当すると判断したため、不開示とした。

2 事故証明書や保険証書、約款について

保存年限を経過しており、あったかなかったかも含め、現時点で存在が確認できなかった。審査庁で処分庁の保存文書や共有ファイルデータ、文書管理システム、庁内通信メールの検索を行ったが、開示された2つの文書以外は確認できなかった。

審査請求人は、市側が証拠隠蔽していると主張するが、如何なる根拠又は証拠に基づきそのような主張をするのかは不明であり、その主張を裏付ける証拠書類等の提出をしておらず、また、弁明書に対する反論も行っていない。

第5 審査会の判断

1 開示請求に係る保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を、文書1、文書2と特定した。なお、事故証明書や保険証書、約款については、市としては保有していないとのことであった。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

実施機関は文書1のうち委託事業者担当者名、文書2のうち、当事者（相手方）、事故状況、届出警察署担当者名について、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして、不開示とする処分を行っていることか

ら、不開示部分の法第78条第1項第2号該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 法第78条第1項第2号について

法第78条第1項第2号は、不開示情報として次のとおり規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 文書1のうち委託事業者担当者名について

当該部分については、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。そして、委託事業者の担当者名については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは言えず、同号ただし書イには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるとは認められないこと、委託事業者担当者は公務員等ではないことから、同号ただし書ロ、ハにも該当しない。

よって、委託事業者担当者名は同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことは妥当である。

(3) 文書2のうち、当事者（相手方）について

当該部分については、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。そして、当該部分は委託事業者が事故報告のために独自に収集した情報であり、法令の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書イには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるとは認められないこと、相手方は公務員等ではないことから、同号ただし書ロ、ハにも該当しない。

よって、当事者（相手方）情報については同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことは妥当である。

(4) 文書2のうち、事故状況について

当該部分については、相手方の状況について記載されており、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。そして、相手方の状況については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されてい

る情報とまでは言えず、同号ただし書イには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるとは認められないこと、相手方は公務員等ではないことから、同号ただし書ロ、ハにも該当しない。

よって、事故状況については同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことは妥当である。

(5) 文書2のうち、届出警察署担当者名について

当該部分については、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。なお、届出警察署担当者は公務員であるが、同号ただし書ハは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分について規定しており、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから私人の場合と同様に個人情報として保護に値するとしている。よって、届出警察署担当者名については、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イに該当する場合に例外的に開示することとなる。

届出警察署の担当者については、警部補相当職以下の警察職員であり、その氏名を公表する慣行がないこと、仮に事故の届出を行った際にその職名とともに氏名等を事故当事者に伝えることがあったとしても担当警察職員の任意であり、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは言えないことから、同号ただし書イには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。

よって、届出警察署担当者名については同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことは妥当である。

3 事故証明書や保険証書、約款について

審査庁では、処分庁の保存文書や共有ファイルデータ、文書管理システム、庁内通信メールの検索を行ったが、開示された2つの文書以外は確認できなかったとのことであった。

審査庁における再調査は合理的であり、その結果に矛盾はないことから、本件請求に対し、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由とした不開示決定処分に違法又は不当な点はなく、妥当であると認められる。

審査請求人は、市側が証拠隠滅していると主張するが、審査庁の調査の結果、実施機関が事故証明書や保険証書、約款を所持していると推測できる部分はなく、審査請求人の憶測に基づく主張であると認めざるを得ず、審査請求人の主張は採用できない。

第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は職員の謝罪や処分を要求しているが、要求には法的根拠は認められず、そもそも当審査会は職員に謝罪を求める権限や、職員を処分する権限を有していない。また、審査請求人は実施機関に対し、事故証明書や保険証書などの再取得の要求を主張しているが、保有個人情報の開示請求の制度は、開示請求の時点において保有されている個人情報を開示するものであることから、実施機関が再取得する法的根拠は認められない。

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和5年 9月 1日	—	諮問書提出
令和5年10月10日	令和5年度第3回審査会	諮問説明 審議
令和5年10月20日	令和5年度第4回審査会	口頭意見陳述（審査請求人） 審議
令和5年11月 6日	令和5年度第5回審査会	審議
令和6年 1月10日	—	答申